

ロ 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
39 1221	予短期共同生活介護Ⅰ2	ロ 介護予防 短期利用認 知症対応型 共同生活介 護費	(1)介護予防短期利用 認知症対応型共同生 活介護費(Ⅰ)	要支援2		789	1日につき
39 1223	予短期共同生活介護Ⅰ2・夜			789 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	765	
39 2221	予短期共同生活介護Ⅱ2	共同生活介 護費	(2)介護予防短期利用 認知症対応型共同生 活介護費(Ⅱ)	要支援2		777	
39 2223	予短期共同生活介護Ⅱ2・夜			777 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	754	
39 E202	予短期共同身体拘束廃止未実施減算Ⅰ2	身体拘束廃止未実 施減算	介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)		要支援2 8 単位減算	-8	
39 E204	予短期共同身体拘束廃止未実施減算Ⅱ2		介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)		要支援2 8 単位減算	-8	
39 C202	予短期共同高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2	高齢者虐待防止措 置未実施減算	介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)		要支援2 8 単位減算	-8	
39 C204	予短期共同高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ2		介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)		要支援2 8 単位減算	-8	
39 D202	予短期共同業務継続計画未策定減算Ⅰ2	業務継続計画未策 定減算	介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)		要支援2 24 単位減算	-24	
39 D204	予短期共同業務継続計画未策定減算Ⅱ2		介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)		要支援2 23 単位減算	-23	
39 6110	予短期共同3ユニット夜勤職員2人以上の場合の減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合		介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	50 単位減算	-50	
39 6161	予短期共同夜間支援体制加算Ⅰ	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算(Ⅰ)		50 単位加算	50	
39 6171	予短期共同夜間支援体制加算Ⅱ		夜間支援体制加算(Ⅱ)		25 単位加算	25	
39 6121	予短期共同認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)		200 単位加算	200		
39 6109	予短期共同若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		120 単位加算	120		
39 4001	予短期共同生活機能向上連携加算Ⅰ	チ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100	1月につき
39 4002	予短期共同生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
39 6166	予短期共同高齢者等感染対策向上加算Ⅰ	ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		10 単位加算	10	
39 6167	予短期共同高齢者等感染対策向上加算Ⅱ		(2)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		5 単位加算	5	
39 9010	予短期共同新興感染症等施設療養費	カ 新興感染症等施設療養費		240 単位加算	240	1日につき	
39 6237	予短期共同生産性向上推進体制加算Ⅰ	ヨ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		100 単位加算	100	1月につき
39 6238	予短期共同生産性向上推進体制加算Ⅱ		(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10 単位加算	10	
39 6099	予短期共同サービス提供体制強化加算Ⅰ	タ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22 単位加算	22	1日につき
39 6100	予短期共同サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18 単位加算	18	
39 6103	予短期共同サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6 単位加算	6	
39 6108	予短期共同生活処遇改善加算Ⅰ	レ 介護職員等処遇 改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 186/1000 加算		1月につき
39 6107	予短期共同生活処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 178/1000 加算		
39 6104	予短期共同生活処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 155/1000 加算		
39 6380	予短期共同生活処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 125/1000 加算		
39 6381	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 163/1000 加算		
39 6382	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ2				(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 156/1000 加算		
39 6383	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ3				(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 155/1000 加算		
39 6384	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ4				(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 148/1000 加算		
39 6385	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ5				(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 133/1000 加算		
39 6386	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ6				(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 125/1000 加算		
39 6387	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ7				(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 120/1000 加算		
39 6388	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ8				(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 132/1000 加算		
39 6389	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ9				(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 112/1000 加算		
39 6390	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ10				(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 97/1000 加算		
39 6391	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 102/1000 加算			
39 6392	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 89/1000 加算			
39 6393	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 89/1000 加算			
39 6394	予短期共同生活処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 66/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
39	8111	予短期共同生活介護Ⅰ2・超	ロ 介護予防 短期利用認 知症対応型 共同生活介 護費	(1)介護予防短期利用 認知症対応型共同生 活介護費(Ⅰ)	要支援2	定員超過の場合	552	1日につき	
39	8113	予短期共同生活介護Ⅰ2・夜・超			789 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		536
39	8211	予短期共同生活介護Ⅱ2・超		(2)介護予防短期利用 認知症対応型共同生 活介護費(Ⅱ)	要支援2		× 70%		544
39	8213	予短期共同生活介護Ⅱ2・夜・超			777 単位				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%

介護従業者が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
39	9111	予短期共同生活介護Ⅰ2・欠	ロ 介護予防 短期利用認 知症対応型 共同生活介 護費	(1)介護予防短期利用 認知症対応型共同生 活介護費(Ⅰ)	要支援2	介護従業者が 欠員の場合	552	1日につき	
39	9113	予短期共同生活介護Ⅰ2・夜・欠			789 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		536
39	9211	予短期共同生活介護Ⅱ2・欠		(2)介護予防短期利用 認知症対応型共同生 活介護費(Ⅱ)	要支援2		× 70%		544
39	9213	予短期共同生活介護Ⅱ2・夜・欠			777 単位				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%